

九州佐賀国際空港青少年交流促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長（以下「会長」という。）は、青少年のスポーツ及び文化の振興を図り、もって将来にわたる交流促進に資するため、九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して、スポーツ及び文化振興に関する行事に参加する生徒等を送り出す学校等に対し、その予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付対象となるのは、学校教育法に規定される小学校、中学校、高等学校及び特別支援諸学校又はそれらの学校内もしくはそれらの学校の生徒で組織されるクラブ等の団体（以下「補助事業者」という。）とする。

（交付対象）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、毎年度4月1日から3月31日までの間に、補助事業者に属する者（以下「補助対象者」という。）が九州佐賀国際空港国内線発着便を利用して都道府県又は学校等の代表としてスポーツ及び文化事業の大会等に参加するもの（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項に規定する補助対象者とは次のいずれかに該当するものとする。

- （1）スポーツ及び文化行事に出場する生徒
- （2）前号に規定する生徒を引率する者
- （3）その他会長が適当と認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除くものとする。

- （1）地方公共団体が、補助対象者の移動経費の全部又は一部を直接負担するもの
- （2）地方公共団体が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施又は主催するもの
- （3）その他会長が不適当と認めるもの

（補助金額）

第4条 補助金の交付金額は、協議会総会で承認を受けた額とし、別紙のとおりとする。

（事前届出）

第5条 補助事業者は、補助事業を実施する2開庁日前までに、対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の対象承認申請書には、次の各号に掲げる添付書類を添付しなければならない。

- （1）参加事業の概要がわかる書類
- （2）団体予約確認書（団体予約の場合のみ）
- （3）その他会長が必要と認めるもの

3 会長は、前項により申請された事業を補助事業と認めたときは、対象認定書（様式第2号）によりその旨を通知する。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、補助事業の終了後、補助金の交付を受けようとするときは、補助金実績報告書兼交付申請書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類をすべて添付しなければならない。

- (1) 様式4-1号、様式4-2号に規定する実績報告書
- (2) 行程表
- (3) 搭乗券または団体搭乗確認明細書など搭乗したことがわかるもの（写し可）
- (4) その他会長が必要と認めるもの

3 前項の交付申請書提出期限は、九州佐賀国際空港国内線発着便の利用月の翌月末又は当該補助金の交付にかかる年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 本補助金の交付申請が到達してから交付決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して60日とする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと
- (2) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（交付請求）

第8条 補助事業者は、第5条による交付申請書に対して会長が補助金の交付決定及び額の確定を通知（様式第5号）した後、補助金の交付請求を、補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業について報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取り消し）

第10条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請をおこなった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

（補助金の返還）

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅延なく補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 9 日から施行する。

別紙 1（第 4 条関係）

補助金額（搭乗者一人あたり）

片道利用 1, 0 0 0 円 往復利用 2, 0 0 0 円（片道あたり 1, 0 0 0 円）

＜航空機での乗継利用の場合＞

片道利用 2, 0 0 0 円 往復利用 4, 0 0 0 円（片道あたり 2, 0 0 0 円）